

門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金




よくあるご質問と回答

令和 5 (2023) 年 6 月現在

	質問内容	回答内容
1	「市制施行 60 周年記念を盛り上げるため」というのは、具体的にはどのようなものですか。要件などがあれば教えてください。	「市制施行 60 周年記念ロゴマーク」を、チラシ、ポスター、冊子、看板又は記念品など、イベント開催に伴って作成するものに使用していただくようお願いします。
2	「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」を申請しようと考えています。しかし、今年度すでに「門真市商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取っています。この場合でも、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請することはできますか。	「門真市商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取っている場合、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請することはできません。(別イベントの場合でも、申請することはできません。)
3	「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」を申請しようと考えています。しかし、今年度すでに「門真市商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取っています。それでも、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」に申請することはできますか。	すでに「門真市商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取っている場合、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」に申請することは可能です。「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」と「門真市商業振興対策事業補助金」で申請書が異なっておりますので、ご提出の際はご注意ください。
4	「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」を申請しようと考えています。しかし、今年度すでに「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取って	「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」に申請し、補助金を受け取っている場合、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」に申請することは可能です。

	います。この場合でも、「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「連携イベント」に申請することはできますか。	
5	「門真市商業振興対策事業補助金」のメニューである「共同施設整備事業」で補助金の交付を受けています。今回、「イベントの開催」も考えており、「市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」の「イベントの開催」または「連携イベントの開催」で補助金を申請することは可能ですか。	可能です。 「門真市制施行 60 周年記念商業振興対策事業補助金」にない補助事業（研修及び講習会事業、共同施設整備事業）と商業活性化事業のうち商品開発については「門真市商業振興対策事業補助金」の申請と併用可能です。
6	令和 6 年 2 月頃に「イベントの開催」を検討しています。「予算の範囲内において交付する」となっていますが、年度途中で予算が無くなってしまふことはありますか。	年度途中で予算がなくなる可能性はあります。その場合は申請受付が出来ませんので、予めご了承ください。
7	補助金の交付申請は、事業に着手する前に提出しなければならないとなっていますが、「事業に着手」とは、どのような行為を指しますか。	事業の着手とは、例えば、イベント開催にかかる物品（ポスターや消耗品、備品等）や警備関連等など確定した注文を最初に発注した日を指します。 見積りの徴収や、事業の開催を決定した会議の開催などは事前着手には該当しません。
8	補助金の申請はどこに提出すればよいですか。	市民文化部産業振興課までご提出をお願いします。場所は、門真市役所別館 3 階になります。
9	補助金の振り込みは、いつ頃になりますか。	実績報告書等の書類の提出を受け、産業振興課で審査した後になります。書類提出後、約 30 日程度（目安）見込んでいただきますようお願いいたします。
10	申請書は手書きでないとだめでしょうか。また、押印は必要でしょうか。	門真市ホームページからダウンロードいただき、手書きのほかパソコン（Word）で入力いただいてもかまいません。また、押印する箇所はありません。

11	申請書の書き方や必要な書類などについて、相談することはできますか。	06-6902-5966(直通)まで、お気軽にお問い合わせください。産業振興課までお越しいただいても大丈夫ですが、担当が不在の場合もあります。お越しいただく前に一度お電話いただけると幸いです。 
----	-----------------------------------	--